

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の設立の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 31 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 31 条第 1 項、第 32 条 社会福祉法施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>町長は、社会福祉法人（主たる事務所を町の区域内に有し、その行う事業がその区域を越えないものに限る。）の定款の認可の申請があったときは、申請に係る社会福祉法人が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているか、定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、認可を決定しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/>設定 <input checked="" type="checkbox"/>未設定</p> <p>事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難</p>
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 1 号及び別表第 29 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の仮理事の選任
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 39 条の 3

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 39 条の 3
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 2 号及び別表第 29 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の特別代理人の選任
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 39 条の 4

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 39 条の 4
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 3 号及び別表第 29 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の定款変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 43 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 32 条、第 43 条第 1 項・第 2 項 社会福祉法施行規則第 3 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、定款の変更（次の①から③までに掲げるものを除く。）の認可の申請があったときは、申請に係る社会福祉法人（主たる事務所を町の区域内に有し、その行う事業がその区域を越えないものに限る。）が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか、変更に係る定款の内容及び定款変更の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、定款の変更の認可を決定しなければならない。
	① 事務所の所在地 ② 資産に関する事項（基本財産の増加に限る。） ③ 公告の方法
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 4 号及び別表第 29 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の解散の認可又は認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 46 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号・第 3 号・第 2 項 社会福祉法施行規則第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 下記①又は②に掲げる事由による社会福祉法人（主たる事務所を町の区域内に有し、その行う事業がその区域を越えないものに限る。）の解散は、町長の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 ① 理事の 3 分の 2 以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決 ② 目的たる事業の成功の不能
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 5 号及び別表第 29 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の合併の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法第 49 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 32 条、第 49 条 社会福祉法施行規則第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、合併の認可の申請があったときは、合併後の社会福祉法人（主たる事務所を町の区域内に有し、その行う事業がその区域を越えないものに限る。）が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか、合併後の社会福祉法人の定款の内容及び合併の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、合併の認可を決定しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 9 第 8 号及び別表第 29 第 8 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日